

## 呉まちなか公共空間デザイン会議設置要綱

## (設置)

第1条 中央公園や蔵本通り一帯の公共空間（以下「まちなか公共空間」という。）を人中心のウォークアブルな空間として再構築していくに当たり、学識経験者等から幅広く意見を求めるとともに、呉市、広島県、市民及び事業者等がビジョンを共有し、ともにまちづくりを推進していくため、呉まちなか公共空間デザイン会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 まちなか公共空間の望ましい将来の姿やその実現に向けた取組方針、管理・運営及び整備に係る取組等について意見交換を行うものとする。

## (委員等)

第3条 会議の委員は、検討事項に関し知見を有する学識経験者、都市再生推進法人、関係団体に属する者及びまちづくりの実践者、市民等のうちから、市長が委嘱する。

2 会議に座長及び副座長を置き、座長は委員の互選により定め、副座長は座長の指名により定める。

3 座長が必要と認めるときは、委員外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (会議)

第4条 会議は市長が招集し、議事の運営は座長が行う。

2 座長が議事に出席できない場合は、副座長が議事を運営する。

3 会議の設置期間は、5年程度とする。

## (謝金等の支払)

第5条 会議に委員又は第3条第3項の委員以外の者が出席した場合には、予算の範囲内で、謝金等を支払うことができる。

## (議事の公表等)

第6条 都市計画課は、会議の委員名簿、議事概要等（呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第9条各号に定める非公開情報を除く。）を市ホームページ等により公表する。

2 委員は、会議で知り得た情報（前項の規定により公表する事項を除く。）をみだりに他に漏らしてはならない。委員を退いた後も、また同様とする。

## (庶務)

第7条 会議の庶務は、都市計画課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和5年6月8日から実施する。